

入園選考基準表

児童氏名 _____

1 保育の実施基準

			保育要件	基準指数				
				点数	父	母		
1	居宅外労働		週5日以上	日中労働7時間以上	100			
				日中労働4時間以上7時間未満	90			
			週4日以上	日中労働7時間以上	90			
				日中労働5時間以上7時間未満	80			
			週3日以上	日中労働7時間以上	70			
			その他	日中労働週当たり20時間以上	70			
		上記以外		30				
2	居宅内労働	自営	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上	100		
					日中労働4時間以上7時間未満	90		
				週4日以上	日中労働7時間以上	90		
				日中労働5時間以上7時間未満	80			
			週3日以上	日中労働7時間以上	70			
			その他	日中労働週当たり20時間以上	70			
				上記以外		30		
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上	80			
				日中労働4時間以上7時間未満	70			
			週4日以上	日中労働7時間以上	70			
				日中労働5時間以上7時間未満	60			
			週3日以上	日中労働7時間以上	50			
			その他	日中労働週当たり20時間以上	50			
				上記以外		10		
		内職	週5日以上	日中労働7時間以上	80			
				日中労働4時間以上7時間未満	70			
			週4日以上	日中労働7時間以上	70			
				日中労働5時間以上7時間未満	60			
週3日以上	日中労働7時間以上		50					
その他	日中労働週当たり20時間以上		50					
		上記以外		10				
3	出産		出産予定日前1か月・出産月の翌月末		100			
4	疾病		入院		100			
			居宅内療養	常時臥床	100			
				毎週通院加療を要する	70			
				上記以外の自宅療養	50			
	障がい		身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A		100			
上記以外			70					
5	介護		病院等の付き添い介護		100			
			自宅介護		70			
6	災害復旧				100			
7	求職活動・就学中		技能習得中・在学中(職業訓練を含む)		80			
			求職活動(起業準備を含む)		20			
8	虐待DV		児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		100			
9	前各項に類するもの		心身障害児施設への通園児の付き添いを要するため、他児童の保育が困難		80			
			日本語習得学校へ通学中		50			
			その他明らかに保育に欠けると認められる場合		70			
			児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理		999			
合計								

2 保育の調整基準

1	世帯	ひとり親世帯	110	
		障がい者のいる世帯	10	
2	生活保護世帯、所得税及び市町村民税非課税世帯		10	
3	保護者が上記7の求職活動に該当する世帯のうち、保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる場合		20	
4	産休明け・育休明けによる入園の場合		40	
	兄弟・姉妹がすでに入園している場合		40	
	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入園している場合		50	
5	転園	年度当初(4月及び5月)	10	
		転居などによる通園困難	20	
		乳児園から幼児園に転園	999	
			合計	

※1 上記4の各項目は重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算します。

※2 5.転園のうち(乳児園から幼児園に転園)を適用する場合は、実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とします。

※3 父母それぞれの点数を算出し、合算した点数に調整点数を加えて世帯の合計点数とします。

※4 施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計点数の高い世帯から入園者を決定します。合計点数が同点の場合は、次の項目番号を優先順位として入園者を決定します。なお、新規申込者と転園希望者の場合は、新規申込者を優先します。

- 1 町内在住者(転入予定者を含む)
- 2 ひとり親家庭
- 3 生活保護世帯
- 4 子どもが障がいを有する世帯
- 5 養育する未就学児童が多数
- 6 両祖父母が不存在、又は町外に居住している世帯
- 7 階層区分の番号が若い世帯
- 8 待機期間が長い世帯

階層区分

合計点数